

事調第1185号
令和8年（2026年）1月16日

（一社）北海道農業建設協会事務局長様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

令和8年度における農業土木工事の共同企業体に係る資格審査事務の取扱いについて（通知）

令和8年度における農業土木工事の共同企業体に係る資格審査事務を次のとおり行いますのでお知らせします。

つきましては、貴会員等への周知及びご指導のほどよろしくお願ひします。

記

1 経常建設共同企業体（甲型）（草地JV含む）の資格審査の日程

（総合）振興局総務課宛て提出期限	農政部長宛て進達期限	資格決定日	備考
	令和8年3月6日（金）	令和8年3月13日（金）	
	3月13日（金）	3月19日（水）	
	3月19日（水）	3月27日（金）	
	3月27日（金）	4月3日（金）	
	4月10日（金）	4月17日（金）	
（総合）振興局のホームページ等で確認願います。	5月～12月 毎月10日	5月～12月 毎月20日	閉庁日の場合は、前閉庁日が進達期限（資格決定日）になります。
	令和9年1月15日（金）	令和9年1月22日（金）	
	1月22日（金）	1月29日（金）	
	1月29日（金）	2月5日（金）	
	2月5日（金）	2月12日（金）	最終受付

2 申請書の提出にあたっての留意事項

（1）提出期限について

上記1のとおりですので、各（総合）振興局のホームページ等で提出期限を必ず確認願います。

（2）提出先について

申請書は、希望する登録機関（各（総合）振興局総務課）へ提出願います。

なお、複数の登録機関を希望する場合は、いずれか1箇所に提出願います。

(3) 審査結果の通知について

上記1の資格決定日付けで、資格者へ通知書を送付します。

(4) 結成回数等

既に結成されている経常建設共同企業体の構成員が、新たに異なる経常建設共同企業体を結成する場合において、先に結成した経常建設共同企業体とその登録機関は重複できませんので留意願います。ただし、農業土木工事の経常建設共同企業体の構成員と草地整備工事の経常建設共同企業体の構成員及び登録機関が重複する場合は、この限りではありません。

(5) その他

令和8年度の経常建設共同企業体（甲型）の資格審査は、各構成員が令和7・8年度競争入札参加資格審査申請において提出した経営規模等評価結果通知書（総合評定通知書）により行います。

3 共同企業体の資格関係事項の変更

共同企業体協定書で定めた内容に変更がある場合は、登録機関（各（総合）振興局総務課）へ連絡願います。

4 その他

単体企業の農業土木工事の入札参加資格については、格付から2カ年度を有効期間としておりますので、有効期間を超えた期間での共同企業体の結成については、原則として認められませんので留意願います。

なお、中間年度において、前年度から2カ年度の継続を予定して結成された経常建設共同企業体については、申請書に添付する協定書は前年度の写しで構いません。ただし、資格審査については、各年度それぞれにおいて申請が必要ですので留意願います。

〔連絡先：調整係
担当：藤樺
電話：011-204-5402〕